

資料 4

前回審査会（平成30年10月4日）における指摘事項並びに都市計画決定権者及び事務局の見解

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 及 び 事 勿 局 の 見 解
1	事業実施想定区域は貴重な樹林地と思われるが、なぜここに施設を建設するのか。	<p>&lt;事務局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県ごみ焼却処理広域化計画の経緯及び尾張北部プロックごみ焼却処理広域化の経緯は別紙1のとおりです。</li> <li>都市計画決定権者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年9月に2市2町が1カ所ずつ建設候補地を提示した際、江南市は候補地として今回決定した中般若町北浦地区を第1小プロック会議に提示しましたが、新ごみ処理施設建設候補地検討委員会で検討した結果、平成22年5月、第1小プロック会議は大山市の候補地（池野地区）を候補地に決定しました。しかし、地元調整が難航し、さらには周辺自治体の反対もあつたことから進展せず、膠着（凍結）状態となりました。</li> <li>そのような状況で、既存施設がそれぞれ稼働後30年以上経過しており、老朽化が進み毎多年額の修理費が必要となっている現状から、2市2町のごみ処理を今後も引き続き安心して行っていくためには、新たな施設の建設に目途をつける必要があります、2市2町のごみ処理をこれ以上先送りできないという状況も踏まえ、江南市が、構成市町の中で最もごみを出すにも関わらず、広域の処理施設が1つもないことから、10万人都市としての責任を果たすため、建設の受入れを表明しました。</li> <li>その後の経緯については、配慮書7ページから8ページの記載のとおりですが、江南市における候補地の絞り込みにおいては、市内5か所の候補地の中から、アセスや近隣の住居の状況、運搬経費の安さ等を踏まえ、中般若町北浦地内が最も優位性が高いと判断しています。</li> <li>本事業における事業実施想定区域は二次林及び耕作地となっていますが、これらは乾燥し水城は見られず、また、周辺には市街地が広がっていることから、人為的な改変を受けない自然環境または野生生物の重要な生息・生育の場にはなっていないと考えています。しかし、方法書以降の段階で詳細な調査を行い、その結果を踏まえ必要な環境保全措置を検討してまいります。また、事業実施想定区域内の改変面積についても、できる限り小さくし保全が可能な分については極力保全を図るよう配慮してまいります。</li> </ul>

番号	指摘事項	都市計画決定権者の見解
2	186 ページの写真に民家が写っている。事業実施想定区域の西側エリアは別事業で活用されることがあるが、この民家は撤去されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施想定区域が位置する中般若町北浦地内は、江南市の地元から一括買い上げの要望が提出されているため、民家の含まれる西側エリアについても、一括して買い上げ、活用方法を検討します。また、民家については、撤去する方向で検討します。</li> </ul>
3	煙突の高さが 51m であり、他の事例よりも低いことであるが、仮に煙突高さが 59m だった場合、影響の程度はどうの程度であるか、比較して示されたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突高さを 59m とした場合の予測結果は別紙 2 のとおりです。煙突高さが 51m と 59m の場合の予測結果を比較した結果、煙突高さ 59m の値は、煙突高さ 51m の場合に比べ若干値が小さくなりますが、ほとんど違います。どちらも環境基準を下回つていると評価します。</li> <li>なお、審査会での指摘にもありましたとおり、建物高さに対して煙突高さが比較的低い場合には、特殊な気象条件下における高濃度の影響が懸念されるため、方法書以降では短期的影響についても予測・評価を行うこととしており、その結果も踏まえて保全措置の検討を行っています。</li> </ul>

## 尾張北部ブロックのごみ焼却施設の広域化の経緯について

### 1 愛知県ごみ焼却処理広域化計画の経緯

年月	内容
平成 9 年 5 月	<p><b>旧厚生省が都道府県に通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主にごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、都道府県はごみ処理の広域化計画を策定すること（焼却能力に関し、ごみ焼却施設を最低でも 100t／日以上、将来的には 300t／日以上に集約すること）</li> </ul>
平成 10 年 10 月	<p><b>愛知県ごみ焼却処理広域化計画策定</b>（平成 10 年度～平成 19 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却能力 100 t / 日以上を基準として県内を 24 ブロックに、また、焼却能力 300 t / 日以上を基準として県内を 13 ブロックに区割りし、最終的に焼却能力が 300 t / 日以上になるよう、ごみ焼却施設の集約化を図る。</li> <li>・尾張北部ブロックは、100 t / 日以上を基準とする場合は、犬山市と江南丹羽環境管理組合の施設を集約化し、300 t / 日以上を基準とする場合は、さらに小牧岩倉衛生組合の施設も集約化する、と記載。</li> </ul>
平成 21 年 3 月	<p><b>第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画</b>（平成 20 年度～平成 29 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 次計画の計画期間満了により策定（国から新たな通知は無し）</li> <li>・第 1 次計画で焼却能力 100 t / 日以上の集約化については概ね達成されたため、焼却能力 300 t / 日以上を基準とした 13 ブロックでの集約を図る。</li> <li>・尾張北部ブロックは、平成 27 年度に小牧岩倉衛生組合の施設を更新し、平成 30 年度以降に犬山市と江南丹羽環境組合の施設を集約化、最終的には両施設を統合することにより 1 施設への集約化を目指す、と記載。</li> </ul>
平成 30 年度	<p>環境省は広域化・集約化の考え方及び具体的な事例等について取りまとめを行い、広域化に関する新たな通知を出す予定 →県としては環境省の通知を確認した上で、今後の対応を検討</p>

## 2 尾張北部ブロックのごみ焼却処理広域化の経緯

年月	内容
平成 13 年 8 月	尾張北部 4 市 2 町（小牧市、岩倉市、犬山市、江南市、大口町、扶桑町）助役会議で、広域ごみ焼却施設の建設候補地として、 <b>犬山市</b> のごみ焼却施設が設置されている塔野地地区を選定
平成 14 年 8 月	犬山市塔野地地区から、現ごみ焼却施設建設時に締結した「現在地では増改築をしない」との協定により、反対の表明 → <b>犬山市塔野地地区の建設を断念</b>
平成 14 年 11 月	尾張北部地域ごみ焼却処理広域化ブロック会議（以下「広域化ブロック会議」という。）設置
平成 15 年 2 月	建設候補地として、 <b>犬山市善師野地区を再選定</b>
平成 15 年 11 月 平成 16 年 1 月	建設候補地に隣接する善師野台団地の町内会は反対を表明。知事に対して、2 度に亘り、建設反対の要望書を提出。
平成 16 年 10 月	広域化ブロック会議で、 <b>4 市 2 町の広域ごみ焼却施設の建設は、困難であることを確認。</b>
平成 17 年 11 月	広域化ブロック会議で、将来的には 4 市 2 町で 1 施設の建設を目指すが、当面、「江南市、犬山市、大口町及び扶桑町の 2 市 2 町」と「小牧市及び岩倉市の 2 市」の 2 つに分け、それぞれ施設を建設することで合意。

○第1小ブロック（江南市、犬山市、大口町、扶桑町）

年月	内容
平成 18 年 11 月	第1小ブロック会議設置
平成 22 年 5 月	2市2町首長会で、候補地を犬山市池野地区に決定 →地元住民が反対
平成 24 年 12 月	江南市長が江南市中般若町北浦地区を候補地として提案
平成 25 年 2 月	2市2町首長会で、江南市内で建設を目指すことに決定。江南市が責任を持って地元同意を得るものとし、同意が得られた時点でブロック会議の建設地とする。
平成 26 年 3 月	2市2町首長会時点での地元の状況 ・江南市の地元 3 地区（中般若、般若、草井）については賛同等が多数 ・扶桑町の地元 3 地区（小淵、南山名、山那）のうち小淵については反対が多数
平成 27 年 11 月	4首長と地元住民との意見交換会を 3 回開催
平成 28 年 1 月	
平成 28 年 3 月	
平成 28 年 3 月	2市2町首長会で、新ごみ処理施設の建設地を江南市中般若町北浦地内に決定
平成 28 年 6 月	4首長出席で扶桑町小淵区地元説明会、江南市 3 区合同地元説明会、扶桑町南山名区・山那区合同地元説明会、扶桑町小淵区地元説明会（第 2 回）を開催
平成 29 年 4 月	尾張北部環境組合設立

○第2小ブロック（小牧市、岩倉市）

年月	内容
平成18年6月	第2小ブロック会議設置
平成24年11月	一般廃棄物処理施設設置届出提出
平成27年度	供用開始（施設更新）（平成27年3月22日竣工式）

## 別紙2

●煙突高さを変えた場合の予測結果は以下のとおりです。

### 【煙突高さ 59mとした場合】

項目	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値 または 年間98%値	最大着地 濃度 出現距離
二酸化硫黄 (ppm)	0.004	0.0004	0.0044	0.0084	約1.6km
二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.0011	0.0121	0.0237	約1.6km
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.018	0.0001	0.0181	0.0440	約1.6km
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.014	0.0004	0.0144	—	約1.6km

### 【煙突高さ 51mとした場合】

項目	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値 または 年間98%値	最大着地 濃度 出現距離
二酸化硫黄 (ppm)	0.004	0.0005	0.0045	0.0085	約1.5km
二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.0012	0.0122	0.0239	約1.5km
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.018	0.0001	0.0181	0.0440	約1.5km
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.014	0.0005	0.0145	—	約1.5km

### 【環境基準】

項目	単位	環境基準
二酸化硫黄	ppm	1時間値の1日平均値が0.04以下
二酸化窒素	ppm	1時間値の1日平均値が0.04から0.06までのゾーン内またはそれ以下
浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	1時間値の1日平均値が0.10以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	年間平均値が0.6以下